

協議事項 3

平成 2 5 年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針（案）について

平成 2 3 年 9 月 6 日
特 別 支 援 教 育 課

平成 2 5 年 4 月に開校を予定している県立高等特別支援学校については、整備方針を決定し、県民を対象とした学校概要説明会を実施したところである。

説明会の参加者からは、受検資格、選抜試験の概要等、入学者選抜に係る質問や要望が数多く寄せられており、本課においては、県立高等特別支援学校への進路指導や受検の準備等に必要であると思われる具体的な情報を、県民に対して早めに提供する必要があると考えている。

このため、鳥取県立高等特別支援学校の入学者選抜の基本的な考え方について、別添のとおり方針案を作成する。

平成25年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針（案）

1 基本方針

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜は、高等特別支援学校が、中学校若しくは特別支援学校等の校長から提出される調査書、検査日に実施する諸検査及び面接により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 求める生徒像

- ・ 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- ・ 就労による社会的自立をめざす生徒
- ・ 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、原則として本人及び保護者がともに鳥取県内に在住している者とし、かつ、次のアからウのいずれかに該当するものとする。

ア 中学校、特別支援学校中学部若しくは中等教育学校の前期課程（以下、「中学校等」という。）を卒業又は修了した者（以下「過年度中学校卒業生」という。）

ただし、過年度中学校卒業生のうち、高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業又は修了した者は除く。

イ 中学校等を平成25年3月に卒業又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

4 高等特別支援学校における入学者選抜

（1）一般入学者選抜

高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成 年 月 日（ ）及び 日（ ）

（ただし、面接は、平成 年 月 日（ ）とする。）

イ 検査内容

（ア）学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

a 実施教科

社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握するため、「学力検査1」及び「学力検査2」を行う。検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」中学部段階の各教科（外国語科は除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

学力検査 1

「読み」「書き」「計算」等の内容を中心に上げ、社会生活や職業生活に必要な基本的な能力を総合的に評価する。

学力検査 2

各教科の内容を幅広く取り上げ、社会生活や職業生活において知識や技能を活用したり応用したりする能力を総合的に評価する。

b 検査時間

「学力検査 1」「学力検査 2」の検査時間は、各 45 分間とする。

c 配点

「学力検査 1」「学力検査 2」の配点は、各 50 点とする。

(イ) 適性検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

a 検査内容

作業能力、人間関係形成能力、社会生活や職業生活に必要な力を把握するため、以下のとおり「適性検査 1」及び「適性検査 2」を行う。

適性検査 1

作業の正確性、注意観察力、指示理解力及び作業の持続力、体力、集中力、手指の巧緻性等、作業遂行に必要と考えられる能力を総合的に評価する。

適性検査 2

社会生活や職業生活において必要な対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

b 検査時間

「適性検査 1」「適性検査 2」の検査時間は、各 45 分間とする。

c 配点

「適性検査 1」「適性検査 2」の配点は、各 50 点とする。

(ウ) 作文は、入学志願者全員に対して実施し、記述内容や文章力等について総合的に評価する。

(エ) 面接は、個人面接を行い、受検者の意欲、態度等を評価する。

ウ 選抜方法

合格者は鳥取県立高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文、面接の結果並びに中学校等から提出された調査書を資料とし、総合的に判定する。

エ 合格発表

平成 年 月 日 ()

オ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成 年 月 日 ()までに、中学校等の校長を経由して高等特別支援学校長に提出する。なお、期間内に入学確約書の提出がない

者については入学辞退者として取扱う。

カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、高等特別支援学校長は、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していないとき、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成 年 月 日 ()

イ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

ウ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 合格発表

平成 年 月 日 ()

5 その他

鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。

学校教育法

(昭和22.3.31法律第26号)

最終改正:平成19.6.27法律第98号

(特別支援教育)

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で、これを定める。

学校教育法施行令

(昭和28.10.31・政令340号)

最終改正:平成19.12.12・政令363号

(視覚障害者等の障害の程度)

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

学校教育法施行規則

(昭和22.5.23文部省令第11号)

最終改正:平成21.8.20文部科学省令第30号

第九十五条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

県立高等特別支援学校 入学者選抜に係る日程 (A案)

私立高校の出願までに選抜検査・合格発表を行う

	日	月	火	水	木	金	土
11月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	1
12月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
1月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
2月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
3月	24	25	26				
	3	4	5				
	10	11	12				
	17	18	19				

<メリット>
 ・高等特別支援学校不合格者が次の進路に向けて気持ちを整える時間的余裕がある。
 ・高等特別支援学校への進学を第1希望とする者は、私立出願等の手続き(受験料納付等)が不要となる。

<デメリット>
 ・県立高等特別支援学校合格者は早々に進路が決まり、他の生徒と比べて受検から解放される時期が早いことから、中学校等での授業に身が入りにくくなるおそれがある。

県立高等特別支援学校 入学者選抜に係る日程 (B案)

私立高校と並行して選抜検査・合格発表を行う

	日	月	火	水	木	金	土
11月					1	2	3
	4	5	6	<p><メリット> ・出願、試験が年明けからとなり、中学校等にとって私立高校と同じ時期の準備日程となる。 ・合格発表が私立高校と同じ時期であるため、合格者に対して卒業までの間、私立高校専願者と同じような対応ができる。</p> <p><デメリット> ・私立高校と試験日が重なった場合には併願ができない可能性がある。 ・試験日が連続し、受検者に負担がかかる。 ・高等特別支援学校合格発表直後に私立高校の受験日となる可能性もあり、不合格者が気持ちを切り替える余裕がない。 ・私立高校を第2希望とする場合、私立高校へも出願手続き(受験料納付等)が必要となる。</p>			
	11	12	13				
	18	19	20				
	25	26	27				
12月	2	3	4				
	9	10	11				
	16	17	18				
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
1月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
2月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	1	2
3月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23

県立高等特別支援学校 入学者選抜に係る日程 (C案)

私立高校の選抜が終わってから、出願・選抜を行う

	日	月	火	水	木	金	土	
11月					1	2	3	
	4	5	6	<メリット> ・年度末まで、受検に向けて緊張感をもって取り組ませることができる。 <デメリット> ・試験日が連続し、受検者に負担がかかる。 ・高等特別支援学校合格者が県立学校へ辞退届けを出すなど、手続きが煩雑となる。 ・高等特別支援学校が第1希望であっても、私立高校合格者は、入学手続き(入学金支払い等)を行う必要がある。				
	11	12	13					
	18	19	20					
	25	26	27					
12月	2	3	4					
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31	1	2	3	4	5	
1月	6	7	8	9	10	11	12	
		*私立高校出願						
	13	14	15	16	17	18	19	
				湯梨浜試験				
	20	21	22	23	24	25	26	
			敬愛試験			倉北試験		
	27	28	29	30	31	1	2	
			松蔭試験					
2月	3	4	5	6	7	8	9	
		米北試験	城北試験	出願				
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
		*県立学校出願		選抜検査				
	24	25	26	27	28	1	2	
						合格発表		
3月	3	入学確約書提出			6	7	8	9
		*県立学校試験		線上合格者決定		再募集告示		
	10	11	12	13	14	15	16	
		*県立学校発表		再募集出願				
	17	18	19	20	21	22	23	
			再募集検査			再募集発表		
	24	25	26	27	28	29		

県立高等特別支援学校出願に係る過年度中学校卒業者の取扱い

1 基本的な考え方

県立高等特別支援学校への出願において、中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者（以下、過年度中学校卒業者という。）も資格を有するものとする。ただし、過年度中学校卒業者のうち、高等学校又は特別支援学校高等部を卒業した者は含まない。^(＊1)

(＊1)高等学校又は特別支援学校高等部卒業者は、後期中等教育を一度終えているものとして、出願資格には含まないという考えによる。

2 過年度中学校卒業者の具体的取扱い

- ・ 出願者の年齢の上限は設けない。
- ・ 出願者の受検回数の上限は設けない。
- ・ 県立高等学校に在籍中の生徒は、当該高等学校に在籍したまま県立高等特別支援学校への出願をすることはできない。
- ・ 県立特別支援学校高等部に在籍中の生徒は、当該特別支援学校に在籍したまま県立高等特別支援学校への出願をすることはできない。

3 県立特別支援学校高等部中退者の再入学

県立特別支援学校高等部に在籍中の者が当該特別支援学校を中退し、県立高等特別支援学校への出願を行い、入学者選抜を行った結果不合格だった場合、鳥取県立特別支援学校学則（昭和52年3月31日鳥取県教育委員会規則第13号）第4章第1節第20条に基づき、出願前に在学していた県立特別支援学校への再入学を認めるものとする。ただし、再入学の時期は、退学の翌年度4月とし、退学当時に在籍していた学年に入学を許可するものとする。また、生徒が当該特別支援学校の中退、再入学を繰り返すことを防ぎ、当該特別支援学校の教育活動に専心できるよう、県立高等特別支援学校への出願を目的として退学した者の再入学は1度限りとする。

【参考】鳥取県立特別支援学校学則 第4章第1節

第20条 校長は、退学後1年を経過しない者で再入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の修得した単位に応じて、相当学年に入学させることが出来る。

4 本資料の取扱いについて

以上のことを鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課内規として定め、運用したいと考える。